

入間市行政改革大綱

平成29年3月

目次

第1章 序論	2
1 行政改革の経緯	2
2 行政運営の基本姿勢	2
第2章 大綱	3
1 基本理念	3
2 構成と期間	3
3 基本的な視点	4
4 各視点における推進方向	5
(1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成）	5
(2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）	6
(3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）	7
(4) 事務事業の最適化（選択と集中による財政の健全化）	9
(5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）	10
第3章 推進体制	12
1 推進体制	12
(1) 計画構成	12
(2) 推進組織	12
2 評価システム	13

第1章 序論

1 行政改革の経緯

本市では、昭和60年度に「入間市行政改革大綱」を策定し、その後、平成9年度と平成13年度に2回の見直しを行いながら行政改革に取り組んできました。

また、平成18年度には、入間市行政改革大綱と国の行政改革の推進指針を背景に、真に自立した自治体を目指すための10年間の長期計画として、平成19年度から28年度までを計画期間とする「入間市行政改革長期プラン」を策定し、その具体的な推進方向を記載した「前期実行計画（平成20～23年度）」「後期実行計画（平成24～28年度）」に基づき、効率的な行政運営による歳出削減や積極的な収入確保に向けてさまざまな取り組みを進めてきたところです。

今回、この長期プランが計画期間を終えることから、これまでの行政改革の成果を踏まえ、これまでの行政改革大綱を全面的に改訂し、将来を見据えた基本的な行政運営の理念として整理し、新たに定めるものです。

2 行政運営の基本姿勢

首都圏近郊のベッドタウンとして人口の増加を基調に発展してきた本市では、多様化する市民要望に 대응するために、公共施設の整備をはじめ、さまざまな分野において行政サービスの展開と充実を図ってきました。市制施行後50年を経て、本市の行政運営は人口減少社会の到来とともに新たな局面を迎えており、本市を取り巻く環境の変化を踏まえた、新たな視点からの行政運営に向けた改革が必要とされています。

今後、人口が減少する中で、少子化、高齢化が一層進行していくと、本市の歳入の根幹である市税収入が減少する一方、社会保障費は増加していくものと見込まれます。さらに、これまで整備してきた多くの施設について、一斉に更新や維持補修の対応が生じることが想定され、このままでは歳入と歳出のバランスが崩れて、大きな乖離が生じていく恐れがあります。

こうした中、これからも生活都市としての本市の特性を生かしたまちづくりを進めていくためには、より効率的、効果的に行政運営を行っていくことが必要となります。そのためには計画的な財政運営によって健全な財政運営を維持するとともに、市民の要請に的確に対応できる組織、人員の配置を行い、行政サービスの提供においても市民や事業者との協働の推進を図りながら進めていくことが求められます。

これまでの行政改革は、ともすれば事業の廃止や縮小、人員の削減という視点のみに重きが置かれていました。しかし、今後は人口減少に歯止めをかけるためにも、市民にとって魅力のあるまちづくりを進めていく視点を持って、限られた財源と資源を最大限有効に活用しながら、その時点における環境の変化を踏まえた適正なサービスを的確に実施することを行政運営の基本姿勢として、行政改革に取り組んでいきます。

第2章 大綱

1 基本理念

入間市行政改革大綱（以下「大綱」という。）の基本理念として「行政サービスの最適化」を掲げ、市民と行政との協働の推進と社会情勢の変化に応じた行政サービスの再編の方向性を明らかにしながら、政策力、情報力、分析力の強化を図り、市民の利便性の確保に配慮した、より効率的、効果的なサービス提供体制の整備に取り組みます。

このことを踏まえ、次の3点をテーマに大綱に基づいて行政改革の推進を図り、安定した行政運営と充実した行政サービスの提供をめざします。

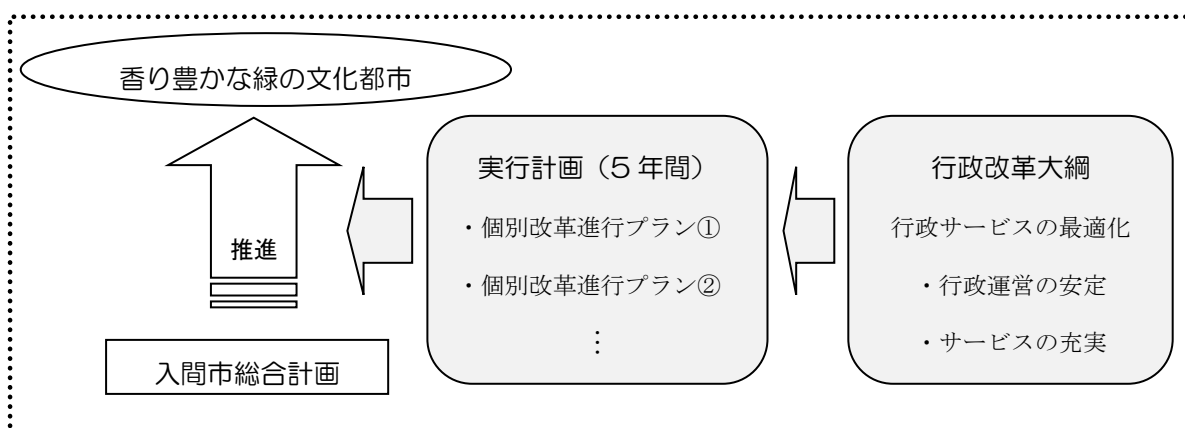
◆基本理念：行政サービスの最適化

- 社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスへの見直し
- 多様な事業主体によるサービス提供体制の構築
- 簡素で効率的な組織体制の構築

2 構成と期間

- ・「総合計画」を行政運営にかかる縦軸の方針とし、「行政改革大綱」は各種施策の展開における横軸の理念として位置づけます。大綱では、行政改革の基本的な理念、視点、推進方向について定めます。
- ・大綱に基づく具体的な取り組みについては、各所管において「個別改革進行プラン」を作成して推進を図ります。各プランを体系的、総合的に推進していくために、5年間で単位とする事業計画（実行計画）を策定します。
- ・本大綱は、本市の行政運営における基本的な方向性として定め、期間を設定しません。但し、大綱は5年ごとの「実行計画」の見直しと併せて記載内容を検証し、その時点における課題を踏まえて修正を図ります。

●大綱の全体構成イメージ



3 基本的な視点

安定した行政運営を継続し、より効率的、効果的な行政サービスの提供を通じて、「行政サービスの最適化」を図るために、下記の5点を行政改革の推進に向けた基本的な視点として設定します。また、視点ごとに推進方向を掲げて、具体的な展開を図ります。

(1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成）

- ①市民ニーズの把握と活用
- ②市政情報の共有化の推進
- ③情報通信技術（ICT）の活用
- ④広域行政の推進

(2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- ①行政サービスに応じた施設機能の見直し
- ②施設の活用、長寿命化の推進
- ③管理運営の効率化

(3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- ①公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担
- ②多様な主体による協働の推進
- ③民間活力の有効活用

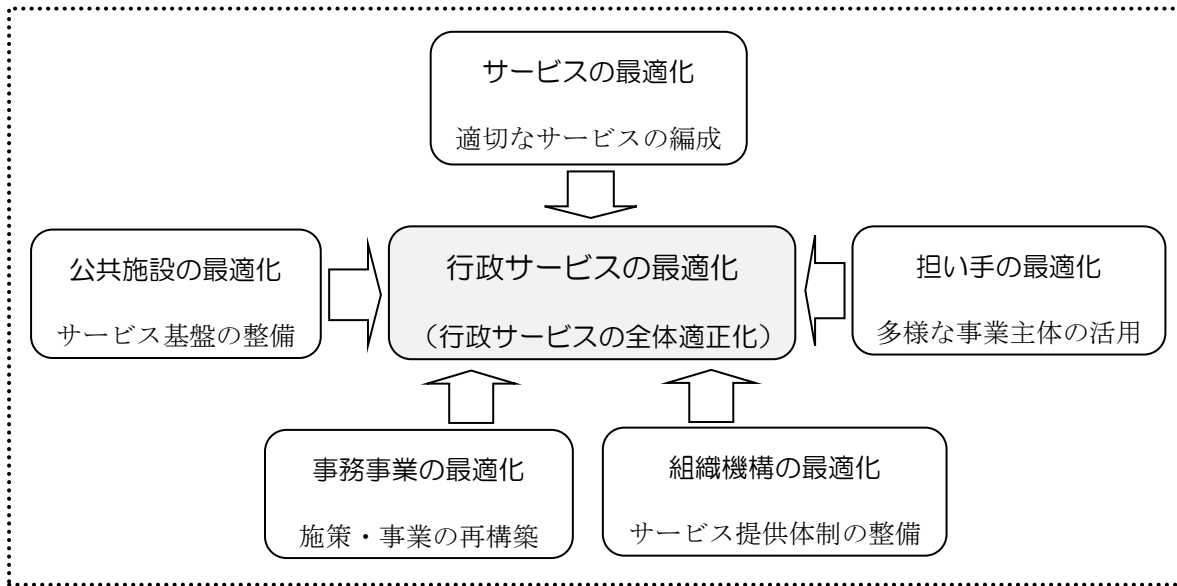
(4) 事務事業の最適化（選択と集中による財政の健全化）

- ①歳入の確保
- ②事務事業の評価と改善
- ③事務事業の選択と重点化
- ④歳出の効率化と事業費の削減

(5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

- ①職員意識の改革
- ②人材育成の推進
- ③組織機構の簡素化と効率化
- ④定員の適正管理の推進

■基本的な視点の配置■



4 各視点における推進方向

(1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成）

- 社会情勢の変化に伴って複雑化、多様化する行政課題に対応するために、市民ニーズの把握に努め、行政運営に反映させていきます。
- 行政運営や入間市のまちづくりに関するさまざまな情報を、より多くの人を知り、手軽に活用できるようにすることで、効率的なサービスの提供と市民生活の充実につなげます。
- 広域的な行政課題への対応を図るため、関連する自治体との連携を深めます。

<推進方向>

① 市民ニーズの把握と活用

- さまざまな手法を用いて、幅広く市民の意見を聴き取ることで、市民ニーズの把握に取り組みます。
- 市民から寄せられる意見や要望をサービスの改善に活用します。
- 日々変化していく地域の状況やさまざまな情報を利用して、市民意識の把握に取り組みます。
- 市民ニーズと合わせて、地域のさまざまな情報を踏まえた適切なサービスの提供に取り組みます。

② 市政情報の共有化の推進

- わかりやすさや伝わりやすさに配慮した積極的で迅速な市政情報の公開と発信に努め、地域情報や行政課題等の市民との共有化を進めます。
- 行政内部の情報の共有化や業務の連携を一層推進し、行政サービスの充実や業務の効率化につなげます。
- 個人情報をはじめとする多くの情報資産の管理にあたっては、情報セキュリティの確保に留意します。
- 行政課題を積極的に市民と共有化し、解決に取り組みます。

③ 情報通信技術（ICT）の活用

- 高度情報化の進展に対応してICTを適切に活用し、行政サービスの充実に取り組むとともに、市民の日常生活の利便性の更なる向上を図ります。また、ICTの安全性・信頼性の確保についても合わせて取り組んでいきます。

④ 広域行政の推進

- 広域的な行政課題に対応するため、関係する自治体と連携、協力し、行政サービスの向上に取り組めます。
- それぞれの自治体の地域特性を活かし、機能分担を図りながら近隣自治体との一体的な振興・発展を目指し、広域的な視点に立った行政の推進を図ります。
- 公共施設などの相互利用を促進し、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

（２）公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- 市民にとって真に必要な施設サービスを持続的に提供していくための全体適正化に向けて、適切な量の施設を、適切に配置して、効率的な維持管理と利活用を図ることで、公共施設の最適化に取り組めます。

< 推進方向 >

① 行政サービスに応じた施設機能の見直し

- 社会情勢の変化や市民生活の将来見通しを考慮した上で、適正な行政サービスが提供できるよう公共施設の機能を見直し、それに見合った施設量、施設配置への再編を図ります。

②施設の活用、長寿命化の推進

- 有効活用を図るためには、複合化や多機能化、統廃合などによる施設の再整備に取り組む必要があり、再整備に係る費用の縮減や平準化のために施設の選択と集中を図り、保有量や配置の適正化、長寿命化に取り組んでいきます。

③管理運営の効率化

- 市民ニーズに見合った行政サービスとは何かを導きだした上で、施設の再整備を含め管理の全体効率化に取り組みます。

(3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- 「元気な入間まちづくり基本条例」及び「入間市協働ガイドライン」に基づいて、市民や自治会等の住民組織、NPO法人等の市民活動団体、民間事業者等と市が、互いの特性を活かした協働によるまちづくりを推進します。
- 市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等の公共的、公益的な活動の支援を強化し、活性化を図ることで、市民の暮らしに密着した公共サービスの充実と効率化を図ります。
- 行政サービスの提供にあたっては、市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等と市との役割を整理し、行政が行うよりも効率的で効果的なものについては、市の責任に留意した上で、業務の委託化等の取り組みを進めます。

<推進方向>

①公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担

- 市民の暮らしに密着した公共サービスの提供にあたっては、市民と市が互いをまちづくりのパートナーとして捉え、それぞれの特性に応じた役割の整理と分担を進めます。
- 市民や市民活動団体の公益的な活動をさまざまな形で支援し、活性化を促していきます。
- 市民活動に対する職員の認識と協働意識の向上を図り、市民、住民組織、市民活動団体と市との相互理解と連携を強化します。

②多様な主体による協働の推進

- 市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等の多様な主体と、公共サービスの提供において協力し、相互に補完する関係を築きながら、協働によるまちづくりを推進します。
- 活動主体に対する活動場所や必要な情報の提供等による支援を行うとともに、活動の中心となる人材や新たに協働の主体となる団体等を育成する環境づくりに取り組みます。

③民間活力の有効活用

- 行政運営の効率化、行政サービスの向上を図るため、民間委託等の実施が可能な事務事業については、個人情報保護や守秘義務の確保、行政サービスの維持向上など行政としての責任に留意した適正な管理監督のもと、計画的に業務の委託等を推進します。
- 公の施設の管理運営にあたっては、多様化する市民ニーズに対して、より効率的かつ効果的に対応するため、民間のノウハウの活用と専門性に配慮した指定管理者等の制度を積極的に活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。

■協働事業の構成■

領域	行政以外のサービス		行政サービス
区分	市民が中心（市民主導）	市民／行政	行政が中心（行政主導）
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> • 地域自治活動 • 地域活性化活動 • 地域課題の発掘 • 地域イベント 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の生活支援 • 子育て支援 • 防災活動 • 防犯活動 • 環境保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> • 審議会等への市民参加 • 行政計画への策定参画 • 公の施設の管理、運営 • パブリックコメント
協働形態	<ul style="list-style-type: none"> • 補助、助成 • 後援 • 事業協力（市民主体） 	<ul style="list-style-type: none"> • 共催事業 • 実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> • 委託 • 事業協力（行政主体）
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">PPP（PFI等）ⁱⁱⁱ</div>			

※「入間市協働ガイドライン」より（一部修正）

(4) 事務事業の最適化（選択と集中による財政の健全化）

- 安定した歳入確保への取り組みを推進するとともに、施策の目的達成への貢献度や効果等から事務事業を評価して改善を図るほか、効率的で効果的な実施に向けて事務や事業の改善を図り、より質の高いサービスへの移行を進めます。

<推進方向>

①歳入の確保

- 市税等の確実な収納を基本とし、有料広告、施設の使用料などさまざまな観点から歳入の増加策に取り組むことで、将来にわたって安定した自主財源の確保に努めるとともに、歳入に見合った財政規模を堅持します。
- 様々なサービスを利用する際の料金等について、負担の公平性の観点からあり方を検討し、受益者負担の適正化を図ります。

②事務事業の評価と改善

- さまざまな事務や事業をより効率的かつ効果的に実施するために、内容の点検と評価を継続的に実施し、手法の工夫や見直しを行います。また、評価結果について市民にわかりやすく公表します。
- 必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の5つを評価の視点として、個別、全体の両面から事務事業や施策を評価します。評価にあたっては、市民意識に配慮するとともに、成果だけではなく実施までの経過も考慮することとします。
- 行政運営にかかる総コストを把握した上で、評価の結果を効果的かつ積極的に活用し、PDCA（Plan[計画] Do[実行] Check[評価] Act[改善]）サイクルにより改善を図ります。

③事務事業の選択と重点化

- 事務事業については、現在の社会情勢に見合った目標設定となっているか確認し、類似事業との集約化や終期の設定を含め、そのあり方について見直しを行います。
- 安定的かつ持続的なサービスの提供に向けて、限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用するために業務の内容や手続きを見直し、最適化に取り組みます。
- より効率的かつ効果的な行政運営を実現し、限られた財源の中で多様化し、高度化する市民ニーズに的確に対応するため、事務事業の評価を踏まえて定期的に検証を行い、効果や

必要性が低い事業は見直します。また、社会情勢の変化に応じて実施すべき施策や事業の重点化を図ります。

④歳出の効率化と事業費の削減

- 歳出の効率化を図るために、政策や施策の目的達成に向けた貢献度を踏まえて事務事業のスクラップアンドビルドを進めます。
- 各種経費の削減に努め、全体コストの縮減を図ることで歳出の効率化を進めます。
- 効率的な業務運営とサービス提供の利便性を向上させるために、ICTの活用と最適化を進めます。
- 様々な団体に対する補助金等のあり方について、市として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担等について定期的に検証した上で見直し、廃止や統合、終期の設定等の整理、合理化を推進します。

(5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

- 「入間市人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの意識改革を推進します。
- 質の高い行政サービスを提供していくために、入間市職員としての自覚と責任を果たせる人材の育成を図ります。
- 社会情勢や市民ニーズの変化、地域の実情に応じた新たな行政課題に対応できるように、業務の量や質を考慮して機動性を持った職員配置に取り組むとともに、必要に応じて部局横断的な対応を図るなど、柔軟で目的志向の組織の運用を行います。

<推進方向>

①職員意識の改革

- 市民サービスの向上に向けて、業務運営にあたり全ての職員が常に市民の立場で考え、行動できるように職員の意識改革を進めます。
- 行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、常に何が最良であるのかを考えて事務にあたる職場風土を醸成し、継続的に事務改善に取り組みます。
- 組織並びに職員一人ひとりが、目標を設定し、コスト意識を持って、より効率的かつ効果的な事務事業の実施に取り組みます。また、行政内部の連携を強化し、効率的な事務執行を図ります。

②人材育成の推進

- さまざまな行政課題に積極的に対応し、必要とされる行政サービスの適切な実施や、複雑多様化する行政課題に対してスピード感を持って対応できる職員の育成に取り組みます。また、職員の政策力や協働に対する意識を高めるとともに、専門職の能力向上を図ります。
- 市民との協働によるまちづくりを進める行動力のある職員を育成します。
- 若手職員の早期育成、管理監督者の人材育成能力の向上を軸とした研修を実施するなど、業務の管理能力や法令、社会的規範の遵守の意識を高め、組織の機能強化を図ります。
- 人事制度を活用し、職員の意欲・能力を最大限発揮できる環境の実現に向けて取り組みます。

③組織機構の簡素化と効率化

- 社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するために、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制を確保するとともに、組織の機能強化を図ることを目指し、継続的に組織の見直しを進めます。
- 組織を横断するプロジェクト等の組織体制を効果的に活用して、組織の柔軟性、機動性の向上を図ります。

④定員の適正管理の推進

- 事業の見直し、組織の見直し、民間委託の推進等を通じて職員数を見直しつつ、社会経済の動向、市民ニーズの変化等、新たな行政需要の増加に対して適切に職員の配置を行うことで、職員数の適正化を図ります。
- 事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、業務内容に応じた専門職の確保を図るとともに、再任用職員、非常勤職員、臨時職員、任期付き職員など、さまざまな任用形態を活用して多様な人材の活用を進めます。

第3章 推進体制

1 推進体制

(1) 計画構成

① 実行計画

- 大綱に基づく具体的な行政改革の取り組みについては、基本的視点を踏まえたアクションプランとして「実行計画」を策定して取り組みます。
- 「実行計画」は5年間を計画期間として設定し、年度ごとの改革の項目、目標等を明確にして取り組みます。

② 個別改革進行プラン

- 「実行計画」における個別の改革項目については、各所管が作成する「個別改革進行プラン」によって構成します。
- 「個別改革進行プラン」は、各所管において現状を分析し、課題を明らかにした上で、各年度における効果や目標値を設定した年次計画として策定します。

(2) 推進組織

① 入間市行政改革推進委員会

- 「入間市行政改革推進委員会条例」により、知識経験者で構成される市長の附属機関として「入間市行政改革推進委員会」を設置します。
- 「入間市行政改革推進委員会」は、5年ごとの「実行計画」の策定時に設置し、市長の諮問に依りて、大綱に基づく行政改革の総括評価を行うとともに、その時点における行政課題等を踏まえ、大綱の記載内容を検証し、修正等についての答申を行います。

② 入間市行政改革推進本部

- 「入間市行政改革推進本部設置要綱」に基づき、市長、副市長、教育長及び部長相当職で構成する庁内組織として「入間市行政改革推進本部」を設置します。
- 「入間市行政改革推進本部」は、行政改革の推進に関する方針及び施策を決定するとともに、実施事業について管理、評価を行う視点から、「実行計画」「個別改革進行プラン」について協議、決定します。

③全庁体制

- 「個別改革進行プラン」の推進は各所管部長の指示によることとし、プランに掲げた目標の達成に向かって、庁内の連携を図りながら取り組みます。
- 職員一人ひとりが行政運営に改革意識を持ち、全庁・全職員が一体となって改革を推進します。

④事務局

- 事務局を企画部に置いて全庁的な調整を行うことにより、行政改革の円滑な推進と大綱に掲げる理念の実現を図ります。

2 評価システム

- 「行政改革大綱」の実効性を担保するために、「実行計画」及び「個別改革進行プラン」の取り組み項目ごとに目標を設定し、達成度について毎年度事務局においてPDCAサイクルの手法を取り入れた進捗状況の把握を行い、進行管理していきます。
- 進捗状況については、広く市民に対して、広報紙やホームページ等を通じて公表し、市民の目に見える形で行政改革を進めます。

◇文章注記◇

- i 行政サービス：この大綱では、公共サービスのうち行政が担うサービスを指します。
- ii 事務事業：事務事業とは、行政が実施する事務的な業務と事業全般の総称です。事務事業は施策を実現させるための具体的な手段であり、施策とは政策を実現するための方策を指します。
- iii PPP（PFI等）：公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼び、公共工事等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことをPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）と呼びます。PFIはPPPの手法の一つであり、PPPの中に、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。